

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業の停止
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 処分理由及び停止期間 事業の停止命令は、次に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間を停止期間とする。</p> <p>(1) 公共の場所等の清潔の保持規定に違反したとき (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 5 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項)。 30～60 日</p> <p>(2) 無許可で廃棄物の収集運搬を業として行ったとき (法第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項)。 30～60 日</p> <p>(3) 事業の用に供する施設又は能力が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 若しくは第 2 条の 4 で定める基準に適合しなくなったとき (法第 7 条第 5 項第 3 号及び第 10 項第 3 号)。 改善に必要な期間</p> <p>(4) 法第 7 条第 11 項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反したとき (法第 7 条第 11 項)。 15～30 日</p> <p>(5) 無許可で廃棄物の処分を業として行ったとき (法第 7 条第 6 項及び第 14 条第 6 項)。 30～60 日</p> <p>(6) 処理料金上限規定に違反したとき (法第 7 条第 12 項)。 7～15 日</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める処理基準違反をしたとき (法第 7 条第 13 項)。 20～40 日</p> <p>(8) 再委託禁止違反をしたとき (法第 7 条第 14 項)。 30～60 日</p> <p>(9) 帳簿を備えず、又は省令で定める指定事項を記載せず、又は帳簿を保存せず、又は虚偽の記載をしたとき (法第 7 条第 15 項及び第 16 項)。 20～40 日</p> <p>(10) 無許可で事業の範囲を変更したとき (法第 7 条の 2 第 1 項)。 30～60 日</p> <p>(11) 事業の廃止若しくは諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき (第 7 条の 2 第 3 項)。 20～40 日</p> <p>(12) 名義貸し禁止違反をしたとき (法第 7 条の 5)。 30～60 日</p>

	<p>(13) 投棄禁止違反をしたとき（法第16条）。 30～60日</p> <p>(14) 焼却行為禁止違反をしたとき（法第16条の2）。 30～60日</p> <p>(15) 報告違反をしたとき（法第18条）。 20～40日</p> <p>(16) 改善命令違反をしたとき（法第19条の3）。 30～60日</p> <p>(17) 措置命令違反をしたとき（法第19条の4第1項）。 30～60日</p> <p>(18) 業の許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき（法第7条第1項及び第6項）。 30～60日</p> <p>(19) 業の変更許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき（法第7条の2第1項）。 30～60日</p> <p>(21) 立入検査規定に違反したとき（法第19条第1項）。 7～15日</p> <p>(22) 上記以外で法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をし、特に事業の停止命令が必要と認められるとき。 7～60日</p> <p>2. 停止期間の軽減</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、停止期間の2分の1を限度として停止命令の期間を軽減することができる。</p> <p>(1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。</p> <p>(2) 違反後の自主的な是正措置等、軽減するに足る理由があると認められるとき。</p> <p>3. 停止期間の加重</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、停止期間の2分の1を限度として停止命令の期間を加重することができる。</p> <p>(1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。</p> <p>(2) 事業の停止命令を受けた日から5年以内に再び法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>許可の取消しは、次に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。なお、当該業者が複数の業の許可を持つ場合は、その全ての許可を処分対象とすることができる。</p> <p>(1) 無許可で廃棄物の収集運搬を業として行ったとき (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 7 条第 1 項)。</p> <p>(2) 法に定める欠格事由に該当したとき (法第 7 条第 5 項第 4 号)。</p> <p>(3) 無許可で廃棄物の処分を業として行ったとき (法第 7 条第 6 項)。</p> <p>(4) 再委託禁止違反をしたとき (法第 7 条第 1 4 項)。</p> <p>(5) 無許可で事業の範囲を変更したとき (法第 7 条の 2 第 1 項)。</p> <p>(6) 町長の事業停止命令に違反する行為を行ったとき (法第 7 条の 3)。</p> <p>(7) 名義貸し禁止違反をしたとき (法第 7 条の 5)。</p> <p>(8) 投棄禁止違反をしたとき (法第 1 6 条)。</p> <p>(9) 焼却行為禁止違反をしたとき (法第 1 6 条の 2)。</p> <p>(10) 改善命令違反をしたとき法 (法第 1 9 条の 3)。</p> <p>(11) 措置命令違反をし、情状が特に重いとき (法第 1 9 条の 4 第 1 項)。</p> <p>(12) 事業の用に供する施設又は能力が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 若しくは第 2 条の 4 又は規則第 4 9 条で定める基準に適合しなくなったとき (法第 7 条第 5 項第 3 号及び第 1 0 項第 3 号)。</p> <p>(13) 法第 7 条第 1 1 項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反したとき (法第 7 条の 3 第 3 号)。</p> <p>(14) 上記以外で法又は法に基づく処分に違反したとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	一般廃棄物処理業者等への改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 3 第 1 号

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 3 第 1 号
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>改善命令は、次のいずれかに該当する場合に期限を定めて行うことができる。</p> <p>(1) 許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が法の規定に違反しており、行政指導では、保管、収集、運搬又は処分の方法が改善されないとき。</p> <p>(2) 保管、収集、運搬又は処分の方法を早急に改善する必要があるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	支障の除去等のための措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4 第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>措置命令は、次のいずれかに該当する場合に期限を定めて行うことができる。</p> <p>(1) 処理業者が法の規定に違反しており、行政指導では支障の除去等の措置が講じられないとき。</p> <p>(2) 支障の除去等の措置を早急に講ずる必要があるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	生活環境保全上の支障の除去等の命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4 の 2 第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4 の 2 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4 第 1 項に規定する場合 (同法第 9 条の 9 第 1 項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分が行われた場合に限る。) において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次に掲げるいずれにも該当すると認められるときは、当該認定を受けた者 (処分者等を除く。以下「認定業者」という。) に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第 9 条の 9 第 6 項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日